

博士論文の公表に関するFAQ

Q 1. 博士論文の全文は必ず山形大学機関リポジトリにより公表しなければいけないのですか？

A. 平成 25 年 4 月に学位規則が改正され、平成 25 年 4 月 1 日以降に博士の学位を授与された人は、博士論文の全文を山形大学機関リポジトリにより公表する必要があります。「やむを得ない事由」により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて全文を公表できない場合は、学長の承認を得て、全文に代えて要約を公表し、「やむを得ない事由」がなくなった時に全文を公表することとなります。すでに雑誌に全文を掲載又は掲載予定している場合でも、山形大学機関リポジトリによる全文又は要約の公表が必要となります。なお、平成 24 年度までに授与された博士論文のインターネット公表は任意です。

Q 2. 博士論文の全文、論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨の山形大学機関リポジトリによる公表は、いつ学位を授与された人から適用になるのですか？

A. 山形大学機関リポジトリによる公表は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された人から適用されます。

Q 3. 山形大学機関リポジトリにはどのように登録すればよいのですか？

A. 各研究科の定めるところにより、博士論文の公表及びリポジトリの登録に関する申請書等を研究科の教務担当に提出します。博士の学位を授与された人が博士論文の全文に代えて、その内容の要約による公表を希望した場合には、研究科は、その「やむを得ない事由」の有無について審査し、登録の手続きを進めることとなります。なお、山形大学機関リポジトリへの登録は、各キャンパスの図書館で行います。

Q 4. 論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨の公表データはどのように提出すればよいのですか？

A. 各研究科の定めるところにより、紙媒体又は P D F 形式 (PDF/A (ISO 19005)) が望ましい。以下同じ。) の電子データを各研究科が定める期日までに各研究科の教務担当に提出します。

各研究科では内容を再確認し取りまとめのうえ、授与日から 2 か月以内に総務部に提出することとなります。

Q 5. 博士論文の全文はどのように提出すればよいのですか？

A. 各研究科の定めるところにより、PDF形式の電子データを記録媒体（原則としてCD-R）で各研究科が定める期日までに各研究科の教務担当に提出します。また、外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと（フォントを埋め込んだファイルとすること）、暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと（文書を開くパスワードの設定及び印刷を制限するパスワードの設定は行わないこと）など、電子データの作成にあたり注意が必要です。

各研究科では内容を再確認し取りまとめのうえ、論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨と同様、授与日から2か月以内に総務部に提出することになります。なお、総務部では全研究科分をとりまとめた後、各キャンパスの図書館及び国立国会図書館へ送付します。

Q 6. 山形大学機関リポジトリに一度公表したファイルの差し替え又は取り下げをしたい場合はどうなりますか？

A. ファイルの差し替え又は取り下げは可能です。各研究科の教務担当を経て総務部に申し出てください。ただし、正当な理由がある場合に限りです。

Q 7. 博士論文あるいはその一部がすでに雑誌掲載又は図書出版されている場合の著作権はどうなりますか？

A. すでに雑誌に掲載されている、又は図書出版されている論文を博士論文として提出している場合は、契約により著作権が出版元や学会に譲渡されている場合が多いので、個別に著作権ポリシーを確認し、必要があれば山形大学機関リポジトリ登録の許諾を得なければなりません。

Q 8. 山形大学機関リポジトリに登録すると著作権は譲渡されるのですか？

A. 著作権は著作権者（著者又は出版社）が保持したままであり山形大学には譲渡されません。このため、著作権者から山形大学に対し、次の2点について無償で許諾していただくことになります。

1. 山形大学機関リポジトリの登録にあたり、サーバ上に電子ファイルを複製すること等、登録に際して必要な複製・媒体変換を行うこと（複製権）
2. 登録された電子ファイルをネットワークで不特定多数に無償公開すること（公衆送信権）

Q 9. 博士論文あるいはその一部をこれから雑誌に投稿する予定の場合はどうなりますか？

A. 山形大学機関リポジトリにより博士論文を公表した場合、公表済とみなされ、その論文を雑誌等に二重に投稿することができなくなる可能性があります。博士論文を雑誌に投稿する予定がある場合、出版社や学会の投稿規定を確認する必要があります。投稿予定の出版社や学会が、機関リポジトリにより公表した論文の投稿を禁じている場合は、「やむを得ない事由」として論文の要約による公表となります。

Q 10. 特許を出願中（予定）の場合はどうなりますか？

A. 山形大学機関リポジトリに博士論文を登録しインターネット上に公表すると、「公知」されたものとみなされますので、特許を出願中（予定）の方は、「やむを得ない事由」として論文の要約による公表となります。

Q 11. 博士論文内で他者の論文の図表等を転載している場合はどうなりますか？

A. 博士論文内で引用している図表や写真、データ・資料等については、Webで無償公表して良いものか確認する必要があります。著作権法の「引用」の範囲を超えると考えられる場合は、複製及び公表に関し著作権者の許諾を得る必要があります。著作権者の許可がとれていない図表や写真、データ・資料等については当該部分にマスキングして公表しないこととなります。

Q 12. 博士論文にプライバシーや個人情報に関わる記載が含まれている場合はどうなりますか？

A. 博士論文中に個人が特定できるような顔写真や、個人情報のためインターネット公表に適さない部分が含まれている場合は、マスキングする等、個人情報保護に十分配慮してください。

Q 1 3. 博士論文の内容について、著作権や個人情報等に関するクレームがついた場合はどうなりますか？

A. 博士論文の内容についての責任は、著者自身にあります。このため公表されたことにより生じる種々の問題については、著作者において解決する必要があります。なお、問合せ等があった場合には、論文の著者に取り次ぐことになります。

Q 1 4. 副論文・参考論文として学術雑誌論文の抜刷を末尾に添付している場合はどうなりますか？

A. 山形大学機関リポジトリには、それ自体は公表しません。必要な場合、個別に登録することは可能です。希望する場合は、別途山形大学機関リポジトリ登録承諾書を各キャンパスの図書館に提出することになります。

Q 1 5. 「やむを得ない事由がある場合に」全文に代えて公表する「内容を要約したもの」とは、どういうものですか。

A. 博士論文の「内容を要約したもの」とは、例えば課題設定、方法論、実験・解析、結論・考察など、章立てごとに当該論文の全体がわかる形で、その内容を短くまとめたものです。なお、「論文内容の要旨」は、中心となる考え方やその部分をまとめたもので、全体的な内容をまとめた要約とは異なりますので、要旨が要約を兼ねることはできませんが、要約が要旨を兼ねることは可能です。

博士論文の公表及びリポジトリの登録に関する申請書等の様式例

博士学位論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ登録）確認書

平成 年 月 日

山形大学大学院〇〇〇研究科長 殿

山形大学大学院〇〇〇研究科 専攻 分野
 学生番号 フリガナ 氏 名 印

私が執筆した下記の博士学位論文について、山形大学機関リポジトリに登録し、インターネット上で公表することについて下記のとおり確認します。

記

【連絡先】	住 所	* 修了後も連絡可能な住所		
	電話番号及び E-mail	* 修了後も連絡可能な電話番号・メールアドレス		
学位の区分	<input type="checkbox"/> 課程 <input type="checkbox"/> 論文	学位の種類	博士 ()	
学位取得予定年月日	平成 年 月 日			
論文ヨミ				
論文題目				
公表方法	<input type="checkbox"/> 全文公表 <input type="checkbox"/> 要約公表（全文に代えてその内容を要約したもの） *ただし、「やむを得ない事由」がなくなった場合には、届出により、当該博士論文の全文を公表することとします。			
【全文公表の場合】 公表開始可能日	<input type="checkbox"/> 学位授与後即時公表可 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から公表可 ←*学位授与日から1年以内			
要約公表を希望するやむを得ない事由	<input type="checkbox"/> 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含むため。 <input type="checkbox"/> 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含むため。 <input type="checkbox"/> 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じるため。 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） ()			
	<input type="checkbox"/> 理由（事由の詳細）添付			
【要約公表とする時期】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 未定（理由：)			
指導教員確認欄	指導教員の意見 *論文博士の場合は記入不要			印
指導教員氏名				

<注意事項>

- 1 課程博士の本書提出にあたっては、指導教員にリポジトリ登録申請の許可を得るとともに、指導教員確認欄に署名してもらってください。
- 2 共同研究者・共著者がいる場合は、事前に全員（分野によっては各研究科の定めるところにより共著者の代表者）の許諾を得てください。
- 3 論文中に他者の著作物（文章・写真・図表等）がある場合は、あらかじめ著作権処理の確認が必要です。
- 4 「やむを得ない事由」が解消した場合は、速やかに「博士学位論文のインターネット公表に関する代替措置終了届出書」により報告し、全文公表の手続きをしてください。

理 由 書

山形大学大学院○○○研究科長 殿

私は下記理由により、博士論文の全文公開に代わり要約による公表を行う代替措置を講じる申請手続きを行います。また、下記の「理由」がなくなった際には、△△△△の承諾を得て「やむを得ない事由」消失による全文公開の申請手続きを行います。

専攻名

学生番号

フリガナ

氏 名

印

年 月 日

博士論文題目

記

理 由：

※ 理由の記載例：

- ・○○章○○ページ～○○ページ等に、個人情報に関する記載があり、1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含んでいるため。
- ・○○章○○ページ～○○ページ等の（図・表・新理論など）は、既に多重掲載を禁ずる学術ジャーナルに公表済みであり、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により、著者にとって明らかな不利益を生じるため。
- ・主指導教員である△△△△教授は、私と共同で本博士論文の◎◎章および○○章の内容を含む論文投稿及び特許出願を予定している。
- ・論文投稿に関しては、○○章○○ページ～○○ページに記載の実験結果がこれまで非公開である。この実験結果に関し、指導教員と私は、共著論文の投稿を予定しており、博士論文全文を公開することで、論文の新規性を損なうことが予想される。
- ・◎◎章に記載の実験結果は、私と指導教員の共同特許出願を予定している内容であり、全文公開によって、新規性が失われ特許化が不可能となることが予想される。従って、上記の理由が消失するまで（おおむね3年を想定）、全文公開の猶予を希望する。

博士論文の公表及びリポジトリの登録に関する申請書等の様式例

博士学位論文のインターネット公表に関する代替措置終了届出書

平成 年 月 日

山形大学大学院○○○研究科長 殿

フリガナ
氏 名 印

博士学位論文公表に関する代替措置に関して、「やむを得ない事由」がなくなりましたので、私が執筆した下記の博士論文の全文を山形大学機関リポジトリに登録し、インターネット上で公表したいので届け出ます。

記

論文提出時 所属専攻名			
学位の区分	<input type="checkbox"/> 課程 <input type="checkbox"/> 論文	学位の種類	博士 ()
学位取得年月日	平成 年 月 日	学位記番号	○博○第 号
論文題目			
学位論文全文 公表可能年月日	平成 年 月 日 以降		
【連絡先】	住所		
	電話番号		
	E-mail		